

もと
主水だより

第6号 平成21年2月16日発行

国土交通省関東地方整備局

江戸川河川事務所松戸出張所

〒271-0042 松戸市主水新田102

TEL 047(343)3722

「地域と考える川づくり懇談会」開催

1月21日に「平成20年度 地域と考える川づくり懇談会」を開催しました。

懇談会では、地域住民の代表者と河川管理者(江戸川河川事務所)及び地域の行政(千葉県・松戸市・流山市)で坂川流域の水質改善を目的とした「江戸川・坂川清流ルネッサンス」に関して意見交換を行いました。また、懇談会に先立ち水質改善を行う神明堀などを見学しました。

意見交換では、ふれあい松戸川に関してあまり知られていないのもっとPRした方がよい、人と自然の住み分けが重要などの意見がありました。



江戸川・坂川清流ルネッサンス

江戸川・坂川流域は急激な都市化に伴い、水質の悪化や臭気の発生など河川の水環境が大きく悪化していました。このため、「水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス21)」を策定し、かつての清流を復活させるために平成12年度を目標として国、自治体、地域住民が協力して河川の浄化や下水道の整備などを行ってきました。現在は、平成22年度を目標に策定した「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」をもとに、更なる水環境の改善に取り組んでいます。

坂川の水質改善状況

対象河川	評価地点	BOD75%値 (mg/L)								目標値
		H13:評年度!値	H14:評年度!値	H15:評年度!値	H16:評年度!値	H17:評年度!値	H18:評年度!値	H19:評年度!値		
江戸川	新葛飾橋	1.3:○	1.8:○	2.0:○	2.0:○	1.7:○	1.6:○	1.9:○	2.0以下	
	富士見橋	2.9:△	2.9:△	2.5:△	1.9:○	2.1:△	1.4:○	1.9:○		
坂川放水路 (北千葉導水路)	金杉	3.9:△	2.5:△	2.7:△	3.0:△	2.1:△	2.3:△	2.2:△	2.0以下	
	大谷口新田	4.1:△	2.7:△	2.4:△	3.4:△	2.2:△	1.9:○	2.8:△		
	主水大橋	5.3:△	5.1:△	3.6:△	3.9:△	2.9:△	3.0:△	2.9:△		
富士川	前ヶ崎	5.7:△	4.2:○	5.0:○	6.0:△	2.1:○	2.4:○	2.8:○	5.0以下	
新坂川	登校橋	7.8:△	5.6:△	5.1:△	5.7:△	4.4:○	4.0:○	4.9:○		
六間川	古ヶ崎	6.7:△	6.3:△	4.8:○	4.2:○	4.6:○	4.3:○	5.2:△		
坂川	中の橋	4.0:○	2.9:○	3.1:○	3.2:○	2.4:○	2.4:○	2.6:○	5.0以下	
	赤込	4.0:○	2.7:○	2.0:○	2.7:○	1.9:○	2.4:○	1.5:○		
	柳原	3.7:○	3.2:○	2.1:○	2.8:○	1.9:○	1.6:○	1.6:○		

○:目標達成 △:目標未達成

ホームレス合同巡視実施

江戸川・坂川で1月19日及び23日に沿川自治体(松戸市・流山市)の福祉部局と合同でホームレス合同巡視を行いました。

合同巡視では、①河川敷地(国有地)の不法使用は、洪水時に小屋などの流出により河川に影響を及ぼす恐れや、本人の生命に危険が及ぶ恐れがあること②火気の使用による火災発生の恐れがあることなどを説明し指導しました。また、自治体からは健康や生活に関する情報や相談窓口などの情報を提供し自立支援を促しました。

今回の合同巡視では、居住者には口頭で、不在者には注意文書を配布するなど江戸川で22名、坂川で12名に説明・指導を行いました。



簡易代執行の手続き開始

江戸川左岸18km付近(松戸市上矢切地先)の不法係留船及び棧橋について、簡易代執行(撤去)の手続きを開始しました。

公 告

河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第75条第1項の規定に基づき河川管理者の監督処分に係る措置を命ずべき者を通知することができないので、次のとおり措置することについて同条第3項の規定に基づき公告する。

平成21年 2月13日

河川管理者
国土交通省関東地方整備局長

- 所在地及び対象物件
一級河川利根川水系江戸川における河川区域内に設置されている工作物(下記)
- 違反条項
法第24条及び第26条第1項
- 監督処分に係る措置を命ずる理由
法第24条及び第26条第1項に違反しているとともに、河川管理上支障となるため。
- 行うべき措置の内容
対象物件の所有者等、措置を命ずべき者による上記1に掲げる工作物の河川区域外への撤去及び河川の状態回復
- 行うべき措置の期限
平成21年 2月27日
- 河川管理者による措置
上記5に掲げる期限までに上記4に掲げる措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う。この場合、当該措置に要した費用は、法第75条第9項の規定により、対象物件の所有者等、措置を命ずべき者の負担とする。

番号	場所(千葉県)	物件名	数量	備 考(色、名称等の特徴)
1	松戸市上矢切地先	船 船	1	船体:白と赤色 上部視有 船外機有
2	松戸市上矢切地先	船 船	1	船体:白と青色 上部視有 船外機有
3	松戸市上矢切地先	船 船	1	船体:白色 船外機無
4	松戸市上矢切地先	棧 橋	1	浮き棧橋(L型形状) 番号1、2及び3の船舶の係留
5	松戸市上矢切地先	船 船	1	船体:白色(青緑) STAR 船体番号230-19539 船外機有
		棧 橋	1	浮き棧橋(青色、長方形)

江戸川における河川区域内に設置されている工作物(位置図及び写真)

番号5
○船体:白色(青緑) STAR
船体番号230-19539 船外機有
○浮き棧橋(青色、長方形)

番号4
浮き棧橋(L型形状) 番号1・2及び3の船舶の係留

番号3
船体:白色 船外機無

番号2
船体:白と青色 上部視有 船外機有

番号1
船体:白と赤色 上部視有 船外機有

上記に関する問い合わせは、
江戸川河川事務所 占用調整課 電話04-7125-7320
または 松戸出張所 電話047-343-3722 まで

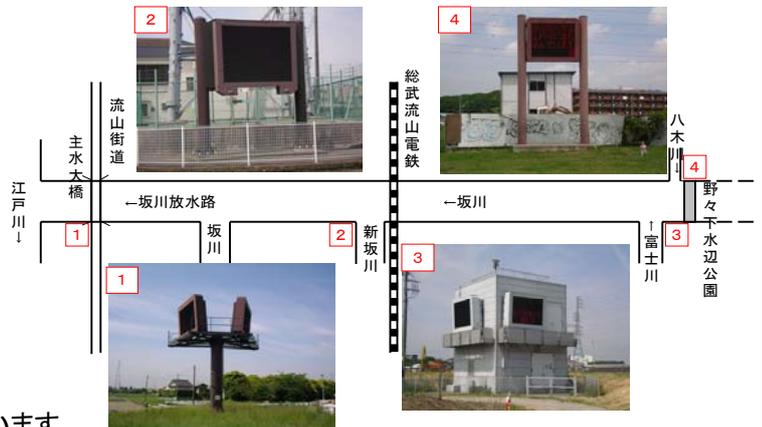
河川情報板を知っていますか

坂川に設置されている写真の施設を知っていますか。

これらは、利根川から江戸川へ都市用水を導水したり、洪水時に松戸排水機場のポンプを運転したりする際に、坂川の水位や水の流れが急激に変動するため注意喚起を行う目的で設置された河川情報板です。

普段は、①坂川の水質測定結果、②河川巡視で確認した不法投棄の状況、③工事の実施状況などの坂川に関する情報を提供していますので、ご覧になって下さい。

注)2・3・4は、火・木・土曜日は停止しています



主水だよりは江戸川河川事務所ホームページからダウンロードできます。トップページの「出張所だより」をクリックして下さい。

江戸川河川事務所

検索

編集後記

寒い中にも春の気配が感じられます。茶色の堤防にも所々緑色が目につくようになりました。

江戸川の河川敷で、年末年始にかけて3件の火災が発生しました。このうち1件は火遊びによるものでした。これから暖かくなるにつれて川に足を運ぶ機会も多くなるとは思いますが、くれぐれも火の取り扱いには注意して下さい。

主水だよりは昨年4月に創刊以来、第6号の発行となりました。今後とも、江戸川や坂川に関する”ほっと”な情報を提供していきます。

